

第5章 土地利用別環境配慮事項

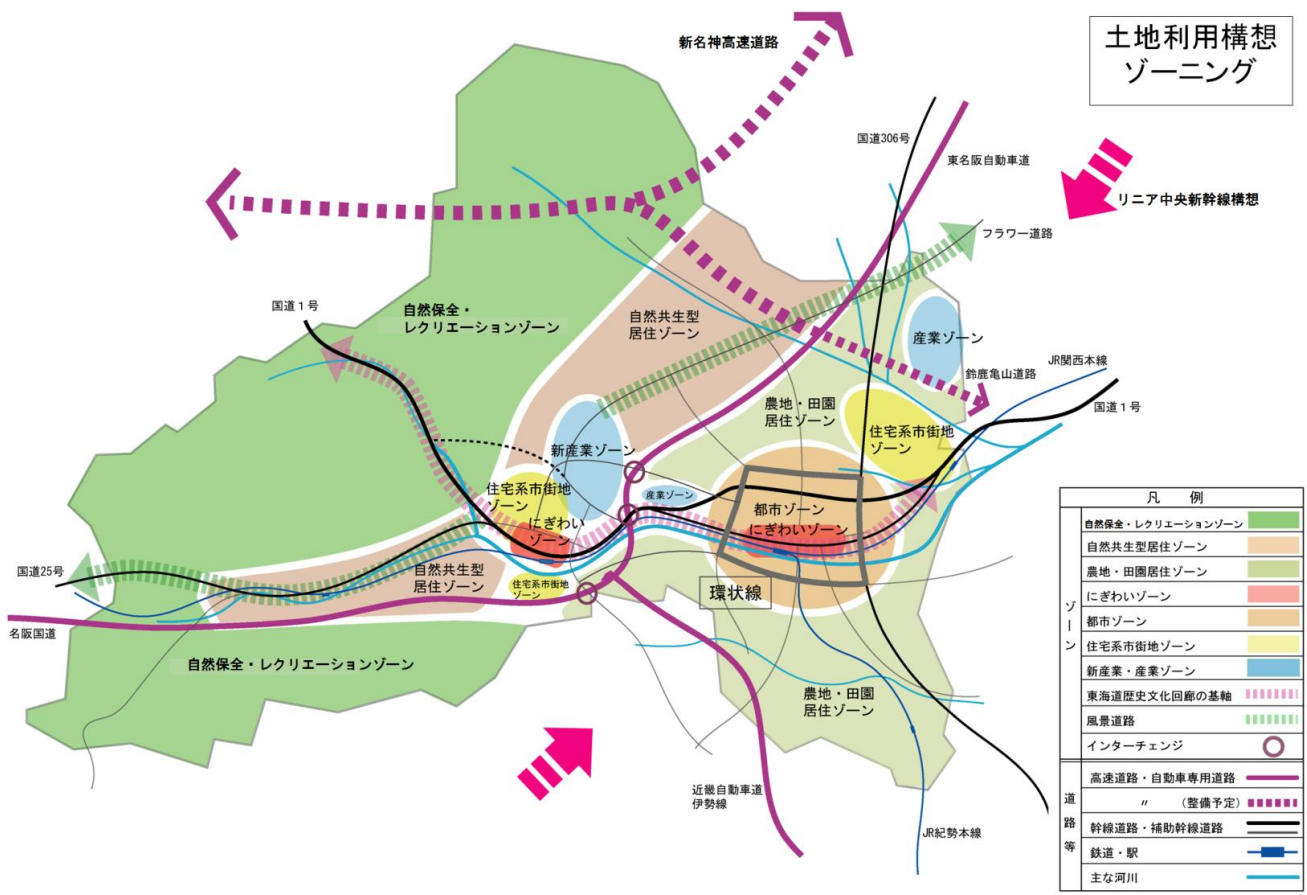
ここでは、総合計画の土地利用構想ゾーニングを基に、土地利用別に市民・事業者・市の役割に応じた環境配慮事項を示します。この環境配慮事項は、現在生活している場所や働いている場所がどのゾーンに該当し、そこではどのようなことに配慮していくべきなのかといった方向性を示しています。

市は、施策を実施するとともに、各ゾーンの整備の方針に従ったまちづくりを進めます。市民・事業者は、土地利用の方向に従ったまちづくりに協力するとともに、環境面で特に配慮すべき事項（日常の環境配慮事項と開発時の環境配慮事項）に取り組みます。

日常の環境配慮事項は、第3章に示した施策の中から各ゾーンで該当するものを抜き出し、市民・事業者の立場に置きかえたものです。開発時の配慮事項は、開発事業が行われる際に、各ゾーンの特徴を損なわないようにするため、指導時などに活用するものです。

1 ゾーニング

総合計画では、市の土地の利用について、既存の社会資本や地域資源の有効活用を基本において、市街地の拡散を抑え、機能が集積したコンパクトな市街地の整備・再生を図ります。また、市街地と各地区及び周辺市との広域連携のネットワークを強めることで都市全体としての総合力を高めながら市域全体が調和して一体的に発展していくための都市づくりを進めます。その中で、図のようなゾーニング（地域分け）を行っています。



2 ゾーンごとの土地利用の方針と環境配慮事項

1) 自然保全・レクリエーションゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆自然保全・レクリエーションゾーン

- ・西部の鈴鹿山系や錫杖ヶ岳とその周辺地域は、市内を流れる鈴鹿川や安楽川などの水源域となっていることから、豊かな水を守るとともに、地球温暖化防止や山地災害防止など森林の持つ公益的機能を発揮できるよう森林の保護・育成を図ります。また、亀山市の景観をつくり出す背景として、山並みの保全を図ります。
- ・特に、野登山のブナの原生林など、貴重な植生や生態系が残されている地区については、動植物の生息・生育空間を大切に保全し、永続的に維持・継承します。
- ・石水溪や東海道自然歩道、名阪森林パークなどの資源や施設を活かし、森林レクリエーションの場としての適切な活用を促進します。

【環境の状況】

自然保全・レクリエーションゾーンは、西部の鈴鹿山系とその周辺の地域で、市内を流れる鈴鹿川や安楽川などの水源域になっています。野登山や石水溪、坂本の棚田、錫杖ヶ岳をはじめとする豊かな自然環境と優れた景観、自然を利用した名阪森林パークなどのレクリエーション施設があり、市民にとっても自然体験やふれあいの場となっています。旧東海道には坂下宿があります。国道1号が通っており、鈴鹿峠付近ではごみのポイ捨てが、森林内では廃棄物の不法投棄が見られることがあります。ゾーンの北部には、新名神高速道路が通っています。

【日常の環境配慮事項】

- ・森林の公有化や森林ボランティアの育成・活動に協力し、森林の適正管理を進めます。
- ・自然とのふれあい活動や自然観察会等を開催し、参加します。
- ・自然公園や散策道の整備に協力します。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生息・生育環境も含めて保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・石水系や錫杖ヶ岳など優れた自然風景地やそれらに対する主要な眺望地点を保全
- ・野生動植物の生息・生育環境に与える影響を低減するため、工事時期や工法に配慮
- ・道路の整備にあたっては、動物の移動空間を確保
- ・用地造成の位置は、水道水源に近い場所は避け、工事にあたっては、濁水や化学物質等の流入を防止

- ・橋梁の形状、色などのデザインは周辺景観と調和

2) 自然共生型居住ゾーン、農地・田園居住ゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆自然共生型居住ゾーン

- ・農林業や農山村が持つ多面的な機能を活用して、景観形成、環境保全、食文化の創造、自然エネルギーの活用などに取り組むことにより、自然と共生した魅力的な居住地域の形成を目指します。
- ・里山ならではの魅力的な暮らしを実現するなかで、広域的な道路網や新産業ゾーンと隣接する立地条件を活かして、訪れる人びととの交流や協働の促進につなげ、自立を目指した地域活動の維持・活性化を図ります。

◆農地・田園居住ゾーン

- ・中の山パイロットに代表される茶畑や水田などの広大で良好な農地や良好な農業環境を守り、農業生産基盤の充実を図るとともに、良好な生活環境の向上を図ります。
- ・開発可能な一団の土地については、市街化を抑制し、都市ゾーンにおける市街地の整備・誘導と調整を図りながら、自然や農業環境と調和のとれた適切な保全と活用を図ります。
- ・市南東部地域は、将来の需要に対応するまとまりのある土地利用が可能な唯一の地域であり、今後の社会経済情勢の動向などを考慮しながら、周辺環境と調和のとれた機能が発揮できる多機能なゾーンとして適切な保全と活用を図ります。

【環境の状況】

鈴鹿山系の裾野から東南に広がる丘陵地で、市内の大半の面積を占めます。丘陵地に農地と民家が分布する農村の景観になっています。東名阪自動車道、国道306号が縦断しており、鉄道ではJR関西本線、紀勢本線が横断しています。鈴鹿川、安楽川の水質は概ね良好です。里山には廃棄物の不法投棄が見られることがあります。

また、西部地域には、加太川の源流部分があり、国道25号とJR関西本線が加太川に沿う形で通っています。加太川沿いの美しい渓谷は、市民や鉄道利用者などに親しまれています。

【日常の環境配慮事項】

- ・里山を管理する市民団体の活動に協力します。
- ・市民による自然環境調査や、自然資源を活用したイベントを実施し、参加します。
- ・下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・椋川、中ノ川や身近な水路の水質調査、水生生物調査に参加し、水質に関する意識を高めます。
- ・低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・環境保全型農業を推進します。
- ・地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全に努めます。
- ・農業体験や環境教育の場、水生生物の生息の場として利用に努めます。
- ・生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。

- ・ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- ・省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・生態系が乱れないよう地域の自然環境を保全
- ・希少な野生動植物については、生育・生息環境も含めて保全
- ・湿地や湧水等が保全されるよう水源地域を保全
- ・現存植生の保存と回復に努めるとともに、植栽を行う場合には、現地に生育している樹種を選定
- ・森林や河川などの連続性が保たれるよう、緑地等を確保
- ・河川・水路やため池などの水辺環境を保全し、水辺の改変にあたっては多自然型工法を採用
- ・堤体や堰の設置及び改修時においては、魚道設置等により水生生物の移動空間を確保
- ・工事の実施にあたっては、濁水等の流出防止、騒音、振動等による周辺集落への影響を防止
- ・道路等の整備にあたっては、動物の移動空間を確保
- ・電波障害、日照障害等による周辺の生活環境への影響を防止
- ・幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議

3) 住宅系市街地ゾーン、都市ゾーン、にぎわいゾーンと東海道歴史文化回廊

【総合計画における土地利用の方向】

◆住宅系市街地ゾーン

- ・都市ゾーンとともに定住を促進するための市街地拡大の受け皿となる地域として、ゆとりのある住環境を保全・誘導し、日常生活を支える機能を整え、多様な世代が安心・安全に暮らせる良好な住宅市街地の整備・再生を図ります。

◆都市ゾーン

- ・市街地の外延的な拡大を抑え、鈴鹿市や四日市市、津市などと機能分担を図りながら、環状線の沿線及び環状線で囲まれた地区を、市全域または広域を対象とした都市機能の集積と適正な住宅地の誘導を図る地区に位置づけます。
- ・亀山市の特徴である丘陵地形や河川環境等を保全しつつ効果的に活かして、自然環境に調和した市街地を形成するとともに、土地利用の計画的な誘導を図り、景観に配慮した規制を行う区域を設定するなど、亀山らしい活力ある快適都市空間の創造を目指します。

◆にぎわいゾーンと東海道歴史文化回廊

- ・旧東海道の亀山宿、関宿とその周辺地区は、城下町、宿場町らしい景観形成に取り組み、歴史文化資源やまちなみを保存・継承しながら、誰もが安心して歩いて暮らせる環境を整え、市内における「学」・「遊」・「買」の中心となるにぎわいの拠点づくりを行います。
- ・重要伝統的建造物群保存地区である関宿は、長期的な展望をもとにその周辺地区や背景となる景域全体の景観形成に取り組むとともに、増加する観光客に対応しつつ暮らしの場としての生活基盤整備を進めます。

- ・ 亀山駅の周辺地区は、集合住宅などの居住機能の集積を誘導するとともに、地域密着型の商業機能の活性化を図り、都市ゾーンと連携した活気ある中心市街地としての整備・再生を進めます。

【環境の状況】

住宅系市街地ゾーンには、大きな住宅団地や学校、マンション等が建設され、多くの住民が暮らしています。

都市ゾーンは、旧宿場町から周辺に広がって形成された市街地であり、公共施設や医療・福祉施設が多く分布しています。国道1号、JR関西本線・紀勢本線が横断しています。また、大規模な太陽光発電システムが設置されています。

にぎわいゾーンは、旧宿場町（亀山宿、関宿）であり、歴史的な建造物や文化財が分布しています。関宿は、西追分から東追分までの1.8kmが国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。亀山宿は、城下町の面も併せ持ち、約3kmの区間の随所に寺社があります。

【日常の環境配慮事項】

- ・ 公共施設で開催される環境イベントに参加します。
- ・ 下水道等への速やかな接続や、合併処理浄化槽の設置と適正管理に努めます。
- ・ 公共施設利用の際には、相乗りや公共交通機関の利用に努めます。
- ・ 低公害車の利用や、環境にやさしい運転に努めます。
- ・ 看板や屋外広告の適正化、ポイ捨てやふん害防止などにより美観向上に努めます。
- ・ 日常生活への負担をかけない範囲で昔の面影を感じるまちなみづくりを進めます。
- ・ 歴史的なまちなみの保存活動や、資源マップの作成などに参加します。
- ・ にぎわいゾーンでは、看板や屋外広告は歴史的まちなみに調和させます。
- ・ 旧東海道に沿った地域は、東海道歴史文化回廊として景観や史跡等の特性を保ちながら統一感のある景観づくりに配慮します。
- ・ 生ごみ処理機導入や、生ごみや剪定枝のコンポスト化などによる再資源化を進めます。
- ・ 行政との連携による不法投棄監視体制の強化やクリーン作戦などに参加し、不法投棄の防止を進めます。
- ・ ごみの減量化とリサイクルに努めます。
- ・ 省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・ 用途の未定の用地については、緑化するなど周辺環境に配慮
- ・ 工事の実施にあたっては、排水対策や騒音、振動等の対策を行い、周辺的生活環境への影響を防止
- ・ 電波障害、日照障害等による周辺的生活環境への影響を防止
- ・ 狹隘道路に面する地域では、家屋の建て替え時にセットバック方式（壁面後退）により道路空間を確保
- ・ 景観保全のため、区域内の案内施設などは周辺景観へ配慮
- ・ 幹線道路沿いに植樹帯を設置することなどにより、騒音、排気ガスなどの自動車交通公害を防止、樹種の選定にあたっては地元住民と協議



関宿 眺関亭からの眺め

4) 新産業ゾーン、産業ゾーン

【総合計画における土地利用の方向】

◆新産業ゾーン、産業ゾーン

- ・名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズへの産業集積により、三重県クリスタルバレー構想の中心的な役割を担う新産業ゾーンを形成して、県土の振興に結びつく拠点づくりを進めます。
- ・高速交通網の充実や産業集積を活かして、環境保全への配慮をしつつ、先端産業の立地を誘導するとともに、新産業ゾーンへの産業集積を図ります。
- ・既存の工業地域は、産業ゾーンとして、新産業ゾーンと連携した産業基盤の充実を図ります。

【環境の状況】

新産業ゾーン・産業ゾーンは、名阪亀山・関工業団地及び亀山・関テクノヒルズの2大工業団地と市東部の工業地域があります。産業ゾーンは国道1号及び306号、新産業ゾーンは東名阪自動車道、名阪国道、新名神高速道路、伊勢自動車道、国道1号へアクセスしやすくなっています。また、国道1号からは名阪国道への直結線が建設されています。

新産業ゾーンの周縁部分には、里山や関宿などの守るべき環境が隣接しています。

産業ゾーンの周縁部分には、民間住宅の建設が多くみられるようになりました。

【日常の環境配慮事項】

- ・里山の管理を、行政と協力しながら進めます。
- ・ゾーンの里山を、体験学習や環境教育の場として活用します。
- ・効率の良い物流体制や低公害車の利用、環境にやさしい運転に努めます。
 - ・産業公害の防止に努めるとともに、事業所見学の開催などにより周辺住民とのコミュニケーションを図ります。
 - ・関宿周辺では、看板や屋外広告の適正化に努め、関宿との景観の調和に配慮します。
 - ・事業所内の緑化、美化活動への参加など地域貢献活動を進めます。

- ・事業所の環境に関する取り組みなどの情報を、亀山サンシャインパークや道の駅などを通じて発信します。
- ・リサイクルしやすい製品の開発・販売・不要物の再利用を進めます。
- ・省エネ・創エネなど環境活動に取り組みます。

【開発時の環境配慮事項】

開発を行う際は、以下のことに努めます。

- ・大気浄化機能の維持向上のため、敷地内の緑化を推進
- ・景観保全・創出のため、大規模施設においては周辺緑化により修景
- ・社宅等の建築にあたっては、生垣や庭木を植栽するなど、良好な住宅景観を創造
- ・工場等の立地にあたっては、公共交通や自転車の利用が図られるよう配置・誘導
- ・周辺の日照障害、電波障害を極力少なくするような設計に努め、影響が予想される場合には周辺住民への説明及び適切な対策を実施
- ・下流域での水害防止や水資源の確保のため、遊水池や調整池を設置、設置にあたっては、良好な水辺空間を創出
- ・景観保全・創造のため、切土法面は植栽などにより修景